

## 広島市建設コンサルタント等業務検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市請負工事等検査規程（昭和35年広島市訓令第42号。以下「検査規程」という。）に規定する建設コンサルタント等業務に係る検査について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査 契約書、広島市委託契約約款（広島市委託契約約款（建設コンサルタント等業務用A）、広島市委託契約約款（建設コンサルタント等業務用B）及び広島市委託契約約款（建築設計業務用）をいう。以下同じ。）及び設計図書（仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき、検査職員が建設コンサルタント等業務の完了を確認することをいう。
- (2) 完了検査 広島市委託契約約款（建設コンサルタント等業務用A）（以下「契約約款A」という。）第32条第2項、広島市委託契約約款（建設コンサルタント等業務用B）（以下「契約約款B」という。）第32条第2項及び広島市委託契約約款（建築設計業務用）（以下「契約約款（建築設計業務）」という。）第31条第2項に規定する業務の完了を確認する検査をいう。
- (3) 部分完了検査 契約約款A第38条第1項、契約約款B第38条第1項及び契約約款（建築設計業務）第37条第1項に規定する指定部分、契約約款A第38条第2項、契約約款B第38条第2項及び契約約款（建築設計業務）第37条第2項に規定する受注者の承諾を得て引渡しを受ける部分並びに契約約款A第44条第2項、契約約款B第44条第2項及び契約約款（建築設計業務）第43条第2項に規定する契約が解除された場合における既履行部分の業務の完了を確認する検査をいう。
- (4) 管理技術者 契約約款A第11条第1項、契約約款B第11条第1項及び契約約款（建築設計業務）第14条第1項に規定する管理技術者をいう。
- (5) 書面 手書き、印刷等による伝達物であって、作成年月日を記録し、署名又は捺印をしたものをいう。ただし、本市内部で完結するものについては、署名又は捺印を要しない。
- (6) 修補 受注者の責めに帰すべき事由により生じた契約書、広島市委託契約約款又は設計図書に適合しない部分について、受注者が行う訂正、補足その他の措置をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完了検査及び部分完了検査とする。

(検査職員の指名)

第4条 検査職員の指名は、原則として係長又はこれに相当する職位以上にある者のうちから検査職員選定書（様式業21号）により行う。

(検査の実施)

第5条 検査は、原則として委託期間内に行うものとする。

2 主任調査職員（主任調査職員が指名されていない場合には、調査職員とする。以下同じ。）は、受注者に対し、検査を実施する旨、検査日その他必要な事項を、事前に検査通知書（様式業22号）により通知するものとする。

（検査の立会い）

第6条 検査職員は、主任調査職員及び管理技術者の立会いの上、検査を行うものとする。

ただし、契約解除に伴い検査を行う場合であって受注者の立会いが困難と認めるときは、主任調査職員のみでの立会いとすることができる。

（検査の中止等）

第7条 検査職員は、検査を行う際に、次の各号のいずれかに該当したときは、当該検査を中止し、直ちに業務担当課長にその旨を報告し、速やかに書面にするものとする。

- (1) 受注者又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨害したとき。
- (2) 修補の程度が甚だしく、検査に値しないと認められたとき。
- (3) 成果物に重大な欠陥があると認められたとき。
- (4) その他検査を中止する必要があると認められたとき。

（修補）

第8条 業務担当課長は、検査規程第12条において準用する検査規程第7条の規定により、検査職員から報告を受けたときは、受注者に対し、修補の部分、修補の期限を明示した業務完了検査不合格通知書（様式業23-1号）又は業務部分完了検査不合格通知書（様式業29-1号）を交付し、修補の指示を行うものとする。

2 受注者から不適合部分の修補完了通知書（様式業33号）を受理したときは、検査規程第12条において準用する検査規程第8条の規定により、再検査をするものとする。

3 検査規程第12条において準用する検査規程第9条に規定する業務検査調書の様式は、様式業24号、様式業30号、様式業30-1号及び様式業30-2号のとおりとする。

（検査結果の通知）

第9条 業務担当課長は、前条第3項の規定により、業務検査調書の提出があったときは、業務完了検査結果通知書（様式業23号）又は業務部分完了検査結果通知書（様式業29号）を受注者に交付するものとする。

（委任規定）

第10条 この要領で定めるもののほか、検査を行うために必要な事項は都市整備局長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。